

ぎっくり腰（4年ぶり）



月末にハーフマラソンの大会にエントリーしていたのですが、大会1週間前にぎっくり腰になってしまい、やむなく棄権しました。

大会に向けて足を怪我しないようにだとか、風邪を引かないようにだとか、かなり慎重に生活やトレーニングをしていたのですが、全くの想定外でした。

大会は、私としては日頃のトレーニングの成果の確認という意味合いが強いのですが、その確認作業のスタートラインにすら立つことができませんでした。このままでは消化不良なので、年明けに開催予定の大会を探してエントリーしてみようと考えています。

まずは、11月下旬に開催される親子マラソンに万全の状態で臨みたいと思います。

異議あり

先日、久しぶりに証人尋問を行いました。私が尋問をしていた際、先方代理人から「異議あり」と言われてしまいました。

異議には理由をつけなければならず、今回のケースでは誘導尋問というのが先方の主張でした。

これに対する私側の対応としては、「誘導にはあたらないよ」だとか、「前提事実に関する質問だから誘導が許されるよ」等と反論したり、撤回して質問の仕方を変えたりすることになります。

財産分与に退職金を含めるかどうか

離婚する際、夫婦の共有財産を財産分与するのが一般的です。

財産分与は離婚時（別居時）の共有財産の総額を算出するところから始めるのですが、将来支給される退職金を財産分与の対象とするかどうかについては裁判例があります。結論からいうと、将来、退職金が支給される蓋然性が高い場合には退職金の一部を財産分与の対象とすることになります。「蓋然性」の意味としては、それなりの可能性があるというかんじでしょうか。

具体的には、民間企業に勤めている場合、年齢が40代だと蓋然性は低く、50代だと蓋然性は高いと言えそうです。公務員の場合だと勤務先が破産するおそれがないので、40代であっても蓋然性が高いという前提で話し合いをする場合が多いです。

あとは、短期間で転職を繰り返してきたような経歴がある場合には、蓋然性が低いと判断されることがあるかもしれません。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設